

議案第69号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅東伯団地、浦安団地、城山団地及び成美団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

団地名	種 類	所 在 地	数 量
県営住宅 東伯団地	土 地	東伯郡琴浦町大字逢東1141番1ほか1筆	1,857.60平方メートル
	建 物	東伯郡琴浦町大字逢東1141番1ほか1筆	2棟（22戸） 1,521.70平方メートル
県営住宅 浦安団地	土 地	東伯郡琴浦町大字下伊勢300番1ほか8筆	5,031.42平方メートル
	建 物	東伯郡琴浦町大字下伊勢300番1ほか8筆	2棟（27戸） 2,078.54平方メートル
県営住宅 城山団地	土 地	東伯郡琴浦町大字太一垣10番3ほか7筆	4,949.12平方メートル
	建 物	東伯郡琴浦町大字太一垣10番3ほか7筆	9棟（22戸） 1,895.32平方メートル
県営住宅 成美団地	土 地	東伯郡琴浦町大字出上45番1ほか13筆、大字赤碕857番7ほか4筆	6,882.84平方メートル
	建 物	東伯郡琴浦町大字出上45番1ほか13筆、大字赤碕857番7ほか4筆	13棟（27戸） 2,150.87平方メートル

2 相手方

東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴浦町

3 理由

県営住宅東伯団地、浦安団地、城山団地及び成美団地は、既に琴浦町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、琴浦町に無償で譲渡するものである。